

-付録B-

船舶安全基準適合に関する宣誓書

宛先：ENEOS株式会社 物流部 内航グループ

船舶安全基準適合に関する宣誓書

船舶管理者（船主）は、下記の管理している船舶がENEOSグループのサービスに提供される場合には、本船が船舶安全基準（含む下記）を遵守していることに対して、しかるべき正当な注意義務及び努力を払い「ENEOS 船舶安全基準（沿海船用）」に適合していることを保証・表明する。

IMO 番号または船舶番号：

船名：

記

船舶が、この基準を満たしていない場合、ENEOSグループのサービスに従事することはできない。特定の基準を満たすために、ガスフリーもしくは入渠、または長期の準備期間が必要な場合、要求事項を可及的速やかに満たす計画があり、有効な軽減策の運用が確認されれば、期間を限定して適用を猶予する場合がある。

船舶は全ての適用される条約、法令に完全に合致していなければならない。また、船舶は港湾当局並びに製油所・油槽所などの施設の規則・要求事項に完全に合致していなければならない。

検船は、ENEOSグループのサービスに提供される可能性のある船舶を対象に実施する。船舶管理者（船主）は、本書に規定された内容に習熟することが望まれる。船舶管理者（船主）は、管理船を「船舶安全基準」に適合させることが求められる。

提出年月日： 年 月 日

社名：

代表者：

印